

# 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく処分基準

平成24年3月23日制定

令和3年2月25日改正

## 1 目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)に係る不利益処分の実施にあたって、不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分にするかについての判断基準をあらかじめ明確にすることで、判断過程の透明性の確保を図り、不利益処分が適正に行われることを目的として本基準を定める。

## 2 対象

本基準では、次の条文に係る不利益処分について規定する。

法第14条の3(第14条の6において準用する場合を含む。)

法第14条の3の2(第14条の6において準用する場合を含む。)

法第15条の2の7

法第15条の3

法第9条の2

法第9条の2の2

## 3 不利益処分の要件及び処分内容

(1) 次の不利益処分の要件及び処分内容は、別表1のとおりとする。

ア 法第14条の3の2第1項第5号(情状が特に重いとき)に係る許可取消し  
(法第14条の6において準用する場合を含む。)

イ 法第15条の3第1項第2号(情状が特に重いとき)に係る許可取消し

ウ 法第9条の2の2第1項第2号(情状が特に重いとき)に係る許可取消し

(2) 次の不利益処分の要件及び処分内容は、別表2のとおりとする。

ア 法第14条の3第1号に係る事業の停止  
(法第14条の6において準用する場合を含む。)

イ 法第15条の2の7第3号に係る施設使用停止

ウ 法第9条の2第1項第3号に係る施設使用停止

(3) 次の不利益処分の要件及び処分内容は、別表3のとおりとする。

ア 法第14条の3第2号、第3号に係る事業の停止  
(法第14条の6において準用する場合を含む。)

イ 法第14条の3の2第2項に係る許可取消し  
(法第14条の6において準用する場合を含む。)

ウ 法第15条の2の7第1号、第2号、第4号に係る施設使用停止

エ 法第15条の3第2項に係る許可取消し  
(法第15条の2の7第1号、第2号、第4号に該当する場合)

オ 法第9条の2第1項第1号、第2号、第4号に係る施設使用停止

カ 法第9条の2の2第2項に係る許可取消し

(法第9条の2第1項第1号、第2号、第4号に該当する場合)

#### 4 加重・軽減等

(1) 3(2)、3(3)の規定による事業停止又は施設使用停止の不利益処分について、次の各号のいずれかに該当する場合には、別表2、別表3の停止日数に上乘せをする又は許可取消しとすることができる。

ア 違反行為等が、結果として生活環境保全上の支障を生じさせ、又は生じるおそれのある状況を招いたとき。

イ 違反行為等の是正指導に従わなかった、違反行為等を繰り返す又は継続する、過去にも処分を受けた等、これまでの経過に悪質性が認められるとき。

ウ その他加重するに足りる相当の理由があるとき。

(2) 3(2)、3(3)の規定による事業停止又は施設使用停止の不利益処分について、次の各号のいずれかに該当する場合には、別表の停止日数を軽減することができる。

ア 違反行為等の後、適切な是正措置を講じ生活環境の保全に努める等、情状酌量の余地のあるとき。

イ その他軽減するに足りる相当の理由があるとき。

(3) 複数の違反行為がある場合は、原則として最も重い違反行為等についての停止日数を適用する。ただし、4(1)の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれの違反行為等の加重前の停止日数の合計と、最も重い違反行為等についての加重後の停止日数を比較し、多い方の日数を基本とし、個別状況を加味して適用する。

5 千葉県管轄外の区域でなされた違反行為について、該当区域を管轄する行政庁から事業又は施設の停止命令を受けた場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、該当区域を管轄する行政庁から命じられた停止日数を上限として、事業又は施設の停止命令を行うことができる。

(1) 停止命令を受けた者が、5年以内に千葉県から停止命令を受けているとき。

(2) 停止命令を受けた者が、その時点で千葉県から同内容の違反行為については是正指導を受けているとき。

(3) その他千葉県が事業又は施設の停止命令を行うに足りる相当の理由があるとき。

#### 6 公表

不利益処分を行ったときは、処分の相手方、処分年月日、処分内容及び処分理由等を千葉県ホームページ等で公表する。

別表 1

処分の要件	処分内容
無許可営業（第25条第1項第1号） 不正手段による営業許可取得（同項第2号） 無許可事業範囲変更（同項第3号） 不正手段による事業範囲変更許可取得（同項第4号） 事業停止命令違反・措置命令違反（同項第5号） 委託基準違反（同項第6号） 名義貸しの禁止違反（同項第7号） 施設無許可設置（同項第8号） 不正手段による施設設置許可取得（同項第9号） 施設無許可変更（同項第10号） 不正手段による施設変更許可取得（同項第11号） 無確認輸出（同項第12号） 受託禁止違反（同項第13号） 不法投棄（同項第14号） 不法焼却（同項第15号） 指定有害廃棄物の処理禁止違反（同項第16号） 無確認輸出・不法投棄・不法焼却未遂（同条第2項） 委託基準違反、再委託禁止違反（第26条第1号） 施設改善命令・使用停止命令違反、改善命令違反（同条第2号） 施設無許可譲受け・無許可借受け（同条第3号） 無許可輸入（同条第4号） 輸入許可条件違反（同条第5号） 不法投棄・不法焼却目的収集運搬（同条第6号） 無確認輸出予備（第27条）	許可取消し

別表2

処分の要件	処分内容
虚偽管理票交付（第27条の2第6号） 管理票に係る勧告の措置命令違反（同条第11号） 土地形質変更の計画変更命令・措置命令違反（第28条第2号）	停止90日
施設使用前検査受検義務違反（第29条第2号）	停止60日
管理票交付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（第27条の2第1号） 管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（同条第2号） 管理票回付義務違反（同条第3号） 管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（同条第4号） 管理票・同写し保存義務違反（同条第5号） 引受禁止違反（同条第7号） 虚偽管理票写し送付・虚偽報告（同条第8号） 電子管理票虚偽登録（同条第9号） 電子管理票報告義務違反・虚偽報告（同条第10号） 保管届出義務違反（第29条第1号（第12条第3項又は第12条の2第3項に係る部分に限る。）） 処理困難通知義務違反・虚偽通知（第29条第4号） 処理困難通知保存義務違反（同条第5号） 土地形質変更届出義務違反・虚偽届出（同条第6号） 帳簿備付け義務違反・記載義務違反・虚偽記載・保存義務違反（第30条第1号） 業廃止・変更届出・施設変更届出・施設相続届出義務違反、虚偽届出（同条第2号） 定期検査拒否・妨害・忌避（同条第3号） 維持管理事項記録義務違反・虚偽記載・備付け義務違反（同条第4号） 処理責任者等設置義務違反（同条第5号） 報告拒否、虚偽報告（同条第7号） 立入検査拒否・妨害・忌避（同条第8号） 技術管理者設置義務違反（同条第9号）	停止30日
事故時応急措置命令違反（第29条第7号）	応急措置に必要な期間の停止
その他の違反行為	停止10日

別表3

処分の要件	処分内容
<p>① 事業の用に供する施設又はその者の能力が基準に適合しなくなった。 (第14条の3第2号) 処理施設の構造・維持管理が、基準・計画に適合していない。 (第15条の2の7第1号、第9条の2第1項第1号) 処理施設設置者の能力が基準に適合していない。 (第15条の2の7第2号、第9条の2第1項第2号)</p>	<p>改善に必要な期間の 停止</p>
<p>② 許可に付した条件に違反 (第14条の3第3号、第15条の2の7第4号、第9条の2第1項第4号)</p>	<p>停止30日</p>
<p>上記①、②に該当し、改善が不可能な場合 (第14条の3の2第2項、第15条の3第2項、第9条の2の2第2項)</p>	<p>許可取消し</p>